

平成 22 年 12 月 15 日

釧路市議会議長 二 瓶 雄 吉 様

第 2 次議会改革等検討協議会

座 長 上 口 智 也

釧路市議会における議会改革等について（第 2 次最終答申）

釧路市議会では、平成 20 年 10 月に「第 2 次議会改革等検討協議会」を設置し、「第 1 次議会改革等検討協議会（平成 19 年 6 月～平成 20 年 6 月）」で決定した項目の点検を継続的に行うとともに、「市民に開かれた、わかりやすい議会」を目指して、議会改革や議会活性化へ向けた検討を進めてまいりました。

このほど、第 15 回「第 2 次議会改革等検討協議会」において結論に至った項目、及びこれまでの検討結果を取りまとめましたので、下記のとおり答申いたします。

記

1 今回、結論に至り答申する項目

「議会基本条例」制定への取組み

- ・ 釧路市議会基本条例（素案）を別添のとおり策定する。
- ・ 本（素案）の今後の取扱いについては、速やかに市民意見募集（パブリックコメント）を実施し、議会運営委員会において、平成 23 年 2 月定例会に提出する。
- ・ 本（素案）第 5 条第 5 項に規定されている「市政全般にわたって議員と市民が情報及び意見を交換する場」、いわゆる議会報告会などにつ

いては、全会派実施することで合意を見ていることから、次期改選後の議会構成の中で、開催要項などの詳細を決定した上で、速やかに実施するよう、強く申し添える。

- 2 これまでの取組み結果（全て）
- 3 会議の開催経過（第1回から第15回まで）
- 4 構成メンバー名簿

2 これまでの取組み結果（全て）

検討項目	検討結果
1 本会議の運営に関すること	－
① 会期と開会時間	現行どおりとする
② 委員長報告（委員会記録）	現行どおりとする（ただし、今後の課題とする。）
2 委員会の運営に関すること	－
① 常任委員会の設置数	改選後から3委員会とする
② 特別委員会の設置数	現行どおりとする
③ 委員会の審査日程	現行どおりとする
④ 決算委員会の審査日程	表決2段階（決算以外の議案→決算議案）方式を採用
3 議会費に関すること	－
① 議員報酬	特別職報酬等審議会に委ねる
② 臨時職員の雇用体制	パート勤務日（6H）を導入し、勤務実態に合わせる
※ 交通費の支給（片道2km以上の場合）	本会議等に出席した場合1km当たり37円の車賃を支給する
4 その他	－
① 政務調査費の交付対象	現行どおり会派とする（無所属議員を除く。）
② 委員会視察の執行部参加要請のあり方	原則必要なし。ただし、委員会で必要と認めた場合は随行可
③ 釧路市議会関係例規・申合せ集の改定	事務局で整理済み。議運委員に配付（先例を含む。）
④ 議会活動の明確化に伴う会議規則の改正	議員協議会、代表者会議など5つの会議を協議又は調整を行う場として規定
⑤ クールビズ対応	－
⑥ 議選委員が所属する委員会のあり方	報酬については3－①のとおり。定数は各委員会等で検討されるべき
⑦ 女性トイレの増設	－

検討項目	検討結果
4－⑧ 「議会基本条例」制定への取組み	各項目の検討結果を踏まえ、釧路市議会基本条例（素案）としてまとめる（内容別紙）
ア 議会機能の強化	－
＊ 一問一答方式	30分の質問時間内で、2回目から対面方式と併せ実施
＊ 反問権	質疑・質問に限らず、議員提出議案等も含め付与
＊ 自由討議（委員会での議員間討議）	今後の検討課題とする
＊ 毎議会、質疑・一般質問に全議員が取り組むこと	各会派共通認識の中で進める
＊ 専門的知見の活用（専門家に意見を聴取する機会などを委員会等で設ける＝地方自治法第100条の2）	機関意思決定のための議会の議決を得れば活用は可能。議決の内容は、調査の対象、期間、調査を求める相手方、調査結果の提出方法など。ただし、実費弁償・委託料などの予算措置を伴う
＊ 議員研修（勉強）会の実施	議会基本条例研修会を実施済
イ 市民参加	－
＊ 議会報告会（2定終了後4月頃全議員）	今後の検討課題とする
＊ パブリックコメントの導入	議員は市民の代表（市民の声を代弁する立場）として議会に参画しており、義務付けは難しい。また、他都市においても実施機関に議会は入っていない。ただし、議会基本条例の策定に関しては実施する
ウ 情報公開	－
＊ 阿寒・音別地区で年1回（1日）程度の議会開催	録音・中継設備等の問題により開催は困難
＊ 委員会審査の中継	中継設備等の問題により実施は困難

* 本会議のインターネット録画放送	当該定例会終了後から次期定例会までの期間限定で実施
* サンデー議会の開催（年１回）	他自治体の状況から当面実施しない
* 委員会審査における会議録の作成（主な質疑・質問等の要点筆記から、簡易ではあるが、全ての質疑・応答内容を記載した委員会記録へ）	現行どおりとする（１－②と同様）
* 会派行政視察（公費負担）報告書のＨＰ公開	当面実施しない（現行どおり事務局保管とする）
* 市議会ＨＰに希望する議員（会派）のＵＲＬを掲載	今後の検討課題とする

3 会議の開催経過（第1回から第15回まで）

【第1回議会改革等検討協議会の概要】

日 時：平成20年10月2日（木）14時55分～15時10分

場 所：議長応接室

参加者：委員7名

（渡辺慶藏、上口智也～座長、続木敏博、村上和繁、山崎 晃、
松永征明、土岐政人）

オブザーバー3名

（二瓶雄吉議長、藤原厚副議長、佐藤勝秋議運委員長）

主な内容

- ・検討協議会の設置について
- ・座長の選出について

【第2回議会改革等検討協議会の概要】

日 時：平成20年12月5日（金）15時30分～16時15分

場 所：議長応接室

参加者：委員7名

（渡辺慶藏、上口智也～座長、続木敏博、村上和繁、山崎 晃、
松永征明、土岐政人）

オブザーバー3名

（二瓶雄吉議長、藤原厚副議長、佐藤勝秋議運委員長）

主な内容

- ・市民団体等との意見交換の実施報告について
- ・会議の今後の進め方等について
- ・費用弁償（交通費の支給）の検討について

【第3回議会改革等検討協議会の概要】

日 時：平成20年12月9日（火）12時45分～12時55分

場 所：議長応接室

参加者：委員 7 名

（渡辺慶藏、上口智也～座長、続木敏博、村上和繁、山崎 晃、
松永征明、土岐政人）

オブザーバー 3 名

（二瓶雄吉議長、藤原厚副議長、佐藤勝秋議運委員長）

主な内容

- ・費用弁償（交通費の支給）の検討について

【第 4 回議会改革等検討協議会の概要】

日 時：平成 2 1 年 2 月 2 7 日（金） 1 3 時 2 0 分～1 4 時 3 0 分

場 所：議長応接室

参加者：委員 7 名

（渡辺慶藏、上口智也～座長、続木敏博、村上和繁、山崎 晃、
松永征明、土岐政人）

オブザーバー 3 名

（二瓶雄吉議長、藤原厚副議長、佐藤勝秋議運委員長）

主な内容

- ・政務調査費の交付対象の検討について
- ・議会改革検討項目（案）について
- ・「議会基本条例制定」までの検討手順について

【第 5 回議会改革等検討協議会の概要】

日 時：平成 2 1 年 3 月 2 3 日（月） 1 5 時 3 5 分～1 6 時 2 0 分

場 所：議長応接室

参加者：委員 7 名

（渡辺慶藏、上口智也～座長、続木敏博、村上和繁、山崎 晃、
松永征明、土岐政人）

オブザーバー 3 名

(二瓶雄吉議長、藤原厚副議長、佐藤勝秋議運委員長)

主な内容

- ・委員会視察への執行部参加要請のあり方について
- ・議会改革検討項目（案）の検討時期（優先順位）について
- ・議員研修（勉強）会の実施について

【第 6 回議会改革等検討協議会の概要】

日 時：平成 21 年 6 月 19 日（金） 15 時 05 分～15 時 45 分

場 所：議長応接室

参加者：委員 7 名

(渡辺慶藏、上口智也～座長、続木敏博、村上和繁、山崎 晃、
松永征明、土岐政人)

オブザーバー 3 名

(二瓶雄吉議長、藤原厚副議長、佐藤勝秋議運委員長)

主な内容

- ・議会改革検討項目（案）にかかる検討時期等のまとめ
- ・「議会基本条例」制定についての取組み

【第 7 回議会改革等検討協議会の概要】

日 時：平成 21 年 9 月 17 日（木） 16 時 10 分～16 時 45 分

場 所：議長応接室

参加者：委員 6 名

(渡辺慶藏、上口智也～座長、続木敏博、村上和繁、山崎 晃、
土岐政人)

オブザーバー 4 名

(二瓶雄吉議長、藤原厚副議長、佐藤勝秋議運委員長、
本城 洋（松永征明委員の代理）)

主な内容

- ・本会議における一問一答方式の採用について
- ・本会議における反問権の採用について

【第8回議会改革等検討協議会の概要】

日 時：平成21年12月4日（金）14時20分～15時10分

場 所：議長応接室

参加者：委員7名

（渡辺慶藏、上口智也～座長、続木敏博、村上和繁、山崎 晃、
松永征明、土岐政人）

オブザーバー3名

（二瓶雄吉議長、藤原厚副議長、佐藤勝秋議運委員長）

主な内容

- ・本会議における一問一答方式の採用について
- ・本会議における反問権の採用について

【第9回議会改革等検討協議会の概要】

日 時：平成22年2月26日（金）12時40分～13時20分

場 所：議長応接室

参加者：委員7名

（渡辺慶藏、上口智也～座長、続木敏博、村上和繁、山崎 晃、
松永征明、土岐政人）

オブザーバー3名

（二瓶雄吉議長、藤原厚副議長、佐藤勝秋議運委員長）

主な内容

- ・9月定例会の会期、日程の組み方について
- ・本会議の運営に関する事
- ・委員会の運営に関する事

【第 10 回議会改革等検討協議会の概要】

日 時：平成 22 年 6 月 11 日（金） 14 時 40 分～15 時 20 分

場 所：議長応接室

参加者：委員 7 名

（渡辺慶藏、上口智也～座長、続木敏博、山崎 晃、松永征明、
村上和繁、土岐政人）

オブザーバー 3 名

（二瓶雄吉議長、藤原厚副議長、佐藤勝秋議運委員長）

主な内容

- ・「議会基本条例」制定への取組みについて
- ・委員会の運営に関すること

【第 11 回議会改革等検討協議会の概要】

日 時：平成 22 年 8 月 30 日（月） 12 時 45 分～13 時 20 分

場 所：議長応接室

参加者：委員 7 名

（渡辺慶藏、上口智也～座長、続木敏博、山崎 晃、松永征明、
村上和繁、土岐政人）

オブザーバー 3 名

（二瓶雄吉議長、藤原厚副議長、佐藤勝秋議運委員長）

主な内容

- ・「議会基本条例」制定への取組みについて
- ・委員会の運営に関すること

【第 12 回議会改革等検討協議会の概要】

日 時：平成 22 年 9 月 21 日（火） 13 時 30 分～13 時 40 分

場 所：議長応接室

参加者：委員 7 名

（渡辺慶藏、上口智也～座長、続木敏博、山崎 晃、松永征明、
村上和繁、土岐政人）

オブザーバー 3 名

（二瓶雄吉議長、藤原厚副議長、佐藤勝秋議運委員長）

主な内容

- ・委員会の運営に関すること

【第 1 3 回議会改革等検討協議会の概要】

日 時：平成 2 2 年 1 0 月 5 日（火） 1 3 時 4 0 分～ 1 3 時 5 0 分

場 所：議長応接室

参加者：委員 7 名

（渡辺慶藏、上口智也～座長、続木敏博、山崎 晃、松永征明、
村上和繁、土岐政人）

オブザーバー 3 名

（二瓶雄吉議長、藤原厚副議長、佐藤勝秋議運委員長）

主な内容

- ・「議会基本条例」制定への取組みについて

【第 1 4 回議会改革等検討協議会の概要】

日 時：平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日（金） 1 3 時 4 0 分～ 1 4 時 0 0 分

場 所：議長応接室

参加者：委員 7 名

（渡辺慶藏、上口智也～座長、続木敏博、山崎 晃、松永征明、
村上和繁、土岐政人）

オブザーバー 3 名

（二瓶雄吉議長、藤原厚副議長、佐藤勝秋議運委員長）

主な内容

- ・「議会基本条例」制定への取組みについて

【第１５回議会改革等検討協議会の概要】

日 時：平成２２年１２月８日（水）１６時２０分～１６時５０分

場 所：議長応接室

参加者：委員７名

（渡辺慶藏、上口智也～座長、続木敏博、山崎 晃、松永征明、
村上和繁、土岐政人）

オブザーバー３名

（二瓶雄吉議長、藤原厚副議長、佐藤勝秋議運委員長）

主な内容

- ・「議会基本条例」制定への取組みについて

4 構成メンバー名簿

会 派 名	氏 名	備 考
市民連合議員団	渡 辺 慶 藏	
公明党議員団	上 口 智 也	座 長
清 風 会	続 木 敏 博	
自由新政クラブ	山 崎 晃	
阿寒音別クラブ	松 永 征 明	
日本共産党議員団	村 上 和 繁	
市 政 ク ラ ブ	土 岐 政 人	
(議 長)	二 瓶 雄 吉	オブザーバー
(副 議 長)	藤 原 厚	オブザーバー
(議会運営委員長)	佐 藤 勝 秋	オブザーバー

釧路市議会基本条例（素案）

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条―第4条）

第3章 市民と議会の関係（第5条）

第4章 市長等と議会の関係（第6条―第8条）

第5章 委員会の運営（第9条・第10条）

第6章 政務調査費（第11条）

第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第12条―第14条）

第8章 議員の政治倫理、議員の定数及び議員報酬（第15条―第17条）

第9章 最高規範性及び条例の見直し（第18条―第20条）

附則

我が国の地方自治は、日本国憲法に定められており、地方公共団体に設置される議会は、住民の直接選挙により選ばれた議員により構成される議事機関としての役割を担うものである。

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の権限の拡大等が行われている中で、釧路市議会は、市民の福祉の増進を図ることを基本として、市政の運営に関し二元代表制の一翼を担い、市の意思決定機関並びに市長その他の執行機関の監視及び評価機関として重大な責務があることを確認する。

ここに、釧路市議会は、公正かつ透明で市民にわかりやすい開かれた議会を目指し、議会及び議員の活動原則などの基本的事項を定めることにより、その責務を明らかにし、将来にわたり市民の福祉の増進のために全力を挙げて市民の付託に応えることを誓い、議会の最高規範として、全議員の総意により、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、釧路市議会（以下「議会」という。）の運営並びに釧路市議会議員（以下「議員」という。）の職務及び責務等に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に応える議会の実現を図り、もって市民生活の向上及び市の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民を代表する意思決定機関並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の監視及び評価機関であることを常に自覚し、公正かつ透明で市民にわかりやすい開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見、専門的知見等を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。
- (3) 議会に関する条例、規則等及び議会内での申合せ事項の定期的な見直しを図ること。
- (4) 市民の傍聴及び参加の意欲を高める運営を行うこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市政全般に関する課題、市民の意見等を的確に把握し、市民全体の福祉の増進を目指すこと。
- (2) 自己の資質向上のため、不断の研さんに努めるとともに、市民の代表としてふさわしい品位を保つこと。
- (3) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重すること。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした理念を共有する複数の議員で構成し活動する。

3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じ、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第3章 市民と議会の関係

（市民参加及び市民との連携）

第5条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を原則公開とする。

3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的事項の調査並びに法第109条から第110条までの規定による委員会での公聴会及び参考人の制度を活用して、市民の専門的又は政策的知見等を討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、市民による請願及び陳情の提出を政策提案と位置付け、付託を受けた委員会において、提出者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

5 議会は、市政の諸課題に柔軟に対応するため、市政全般にわたって議員と市民が情報及び意見を交換する場を多様に設けるよう努めなければならない。

6 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。

第4章 市長等と議会の関係

（市長等との関係の基本原則）

第6条 議会は、市長等と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及

び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等により市政の発展に取り組むものとする。

（議員と市長等の職員との関係）

第7条 議会の本会議における質疑及び一般質問の応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

2 釧路市議会議長（以下「議長」という。）から本会議及び委員会への出席を求められた市長等の職員は、議員の発言、議員提出議案等に関し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

（重要な政策等の監視及び評価）

第8条 議会は、市長から市民生活に重要な影響を与える政策、計画等（以下「重要な政策等」という。）を含む議案が提案されたときは、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 重要な政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至る検討の経緯
- (3) 総合計画における根拠又は位置付け
- (4) 関係法令及び条例等
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたる費用と効果

2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

第5章 委員会の運営

（委員会の適切な活用）

第9条 議会は、社会経済情勢の変化等により新たに生じる市政の課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性等の特性を考慮し、委員会

を適切に活用するものとする。

（自由討議による合意形成）

第 10 条 議会は、委員会における議案等の審議又は審査においては、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。

2 議員は、議員相互の自由な討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする。

第 6 章 政務調査費

（適正な執行と透明性の確保）

第 11 条 釧路市議会における各会派等に対する政務調査費の交付に関する条例（平成 17 年釧路市条例第 9 号）の定めるところにより政務調査費の交付を受けた会派及び会派無所属議員は、当該政務調査費を適正に執行しなければならない。

2 政務調査費の使途に関する報告書等が議長に提出されたときは、釧路市情報公開条例（平成 17 年釧路市条例第 24 号）第 10 条第 1 号に規定する個人情報を除き、速やかに関係書類を公開し、その使途の透明性を確保するものとする。

第 7 章 議会及び議会事務局の体制整備

（議員研修の充実強化）

第 12 条 議会は、議員の資質向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

（議会図書室）

第 13 条 議長は、議会図書室の充実に努め、適正に管理運営するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第 14 条 議長は、議会の政策形成及び立案を補助させるため、釧路市議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

第 8 章 議員の政治倫理、議員の定数及び議員報酬

(議員の政治倫理)

第 15 条 議員は、市民の代表として議会に与えられた権能と責務を深く自覚するとともに、市民の負託に応えるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。

(議員の定数)

第 16 条 議員の定数は、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分考慮するとともに、多様な市民の意思が市政に十分反映させることが可能となるよう人口、面積及び財政力が類似する地方公共団体（以下「類似地方公共団体」という。）と比較検討を行う等総合的な観点から決定するものとする。

2 議員の定数は、釧路市議会議員定数条例（平成 20 年釧路市条例第 56 号）で別に定める。

(議員報酬)

第 17 条 議員報酬は、議員の活動状況を反映することを主眼にするとともに、社会経済情勢、市の財政状況、類似地方公共団体の議員報酬等を勘案し、市長の諮問に応じ議員報酬等の額について審議する釧路市特別職報酬等審議会の意見を参考として定められなければならない。

2 議員報酬は、釧路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年釧路市条例第 55 号）で別に定める。

第 9 章 最高規範性及び条例の見直し

（最高規範性）

第 18 条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

（議会及び議員の責務）

第 19 条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守し、市民の負託に応えなければならない。

（条例の見直し）

第 20 条 議会は、必要に応じ、この条例の施行の状況等について検討を加えるものとする。

2 議会は、前項の検討の結果に基づき、この条例の改正を含めた必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。